

第38回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年6月26日(木) 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2階 防災集会所
会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第58号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第59号 | 農地等の利用状況の報告等について |
| 日程第 5 | 議第233号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第234号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第235号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第236号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第237号 | 農業生産法人の適格者証明について |
| 日程第10 | 議第238号 | 最低経営面積(別段の面積)の設定について |
| 日程第11 | 議第239号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

木本新一、下田正克、加藤貢、中谷ちづえ、田口康慈、牛丸與士継、中井作良、向田誠、大下賢芳、酒井進、大下宣夫、新井修、川原靖司、下田初秋、西倉和一郎、福野幸夫、鈴木良一、平岡誠治、小林達樹、田中正躬、大森治良、田中良知、橋下甚一、杉本健三、蓑谷良孝、橋場茂子、大下康雄、塚腰一司、桜本博幸、藤井和豊、本林正樹、天野克宏、鴻巣明久、石垣辰巳

○本日会議に欠席した委員

矢筈原実、
足立正孝、

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 清水一徳
書記 山内一弘、脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

なし

職務代理	<p>ただいまより第38回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、議席番号 6番 矢筈原実 委員、議席番号 24番 足立正孝 委員から欠席の報告がありましたのでよろしく申し上げます。</p> <p>なお、本日出席委員は 36名中 34名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
	<p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>今回は、3年の節目の時であります。</p> <p>委員の皆さんには、永い間ご尽力いただき誠にありがとうございました。振り返って見れば、下限面積の検討に始まり、人・農地プランの作成、農作業の雇用賃金や標準機械利用料金の策定、鳥獣害対策では10/10補助の策定、耕作放棄地等の草刈り作業等々内容は非常に豊富であり濃いものであったと思います。</p> <p>高山市は、農業が盛んであり農業なしではこの地域は成り立ちません。皆様方におかれましては、今後も地域のリーダーとして頑張っていたいただきたいと思います。</p> <p>3年間、ご協力いただきまことにありがとうございました。</p> <p>本日も最後まで、慎重なご審議をお願いしあいさつとさせていただきます。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p>

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 14番 河原靖司 委員と、15番 下田初秋 委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第58号 農業生産法人の報告等について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

清水農地主 事 それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。
今回は45法人のうち4法人についての報告となります。
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番 江名子町にあります有限会社の法人は、認定農業者でもあり、畑4.5haを経営耕作しハウレンソウ、菌床椎茸の栽培販売の他、繁殖和牛312頭を肥育しています。

2番 奥飛騨温泉郷福地にあります有限会社は、田0.1ha、畑0.1haで計0.2ha耕作し、大根など一般野菜を栽培し・旅館業の方へ販売しております。表中の事業要件に「×」を付していますが、要件では総売り上げの過半が農業に係る売り上げでなければなりません。旅館業で76%、農業24%であり要件を満たさない状態です。現在、会計士を通じて指導をしています。

議長

ころであります。

以上ご報告いたします。

以上、報告のとおり確認しました。

それでは続いて、日程第4 報第59号 農地等の利用状況の報告等について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

清水農地主

農地法施行規則第23条では、解除条件付貸借の許可を受けたものは事業年度終了後3カ月以内に農業委員会に報告することとなっています。

解除条件の目的は多様な利用者が農地を適正に利用することを確保しながら地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営が行われることが要件となります。

報告内容は名称・住所、借入面積、栽培面積、生産数量、反収のほか、周辺農地の農業上の利用に及ぼしている影響や、地域農業における他の農業者との役割分担状況 例えば草刈り・水管理・獣害防止柵などや、常時従事する役職名及び従事日数を報告してもらいます。

1番 高根町日和田にあります法人はスキー場を運営しており、代表取締役が70日農業従事し、借入面積は9反3畝、25年度は主にハウレンソウ・トウモロコシを栽培し、反収はハウレンソウ331kg トウモロコシ1,457kgで周辺の農地への影響は無し、草刈りを行っています。借入面積の内5,357㎡は25年度末で期間満了、平成26年度より経営者が替り、残る4,020㎡も1年前倒しで合意解約し所有者に返還し、営農は25年度限りとなりました。

2番 久々野町久々野にあります法人は板金加工業で、取締役が140日農業従事し、借入面積は4反4畝、主な栽培作物は、コメとトマト、反収ではコメが300kg、トマトが1,250kgで周辺農地への影響は無し、役割分担は用水路管理・草刈り清掃を行っています。

- 3番 三福寺町にあります法人は建設業者で、専務が10日農業従事し、借入面積は1反1畝で主な栽培作物は、赤カブ、反収では780kgで周辺農地への影響は無し、役割分担は・草刈り清掃を行っています。
土建が忙しいことになったため、昨年度には、8,878㎡、場所は下岡本町、上切町、漆垣内町、久々野町の辻地内の農地は合意解約により所有者に返されています。
- 4番 清見町三ツ谷にあります法人は食品関連業者で、代表取締役が290日農業従事し、借入面積は7町4反、主な栽培作物は、大根と赤カブ、反収では大根が6,860kg、赤カブが696kgで周辺農地への影響は無し、役割分担は、水路の清掃と道路の草刈りを行っています。
- 5番 花岡町にあります法人は食品関連業者で、取締役が277日農業従事し、借入面積は2町2反、主な栽培作物は、ホウレンソウとタラの芽、反収ではホウレンソウが1,160kg、タラの芽が10.8kg、で周辺農地への影響は無し、役割分担は道路の草刈りを行っています。
平成25年度末で9,439㎡を所有者に返還したとのことです。場所は上野町と三福寺町です。
- 6番 奥飛騨温泉郷にあります法人は食品関連業者で、取締役が50日農業従事し、借入面積は3反5畝、主な栽培作物は、山椒、反収では乾燥で11.1kg、周辺農地への影響は無し、役割分担は、集落の話し合い参加や道水路の共同草刈りを行っています。
- 7番 清見町三日町にあります法人は花卉・野菜苗の栽培・販売業者で、事業部長が260日農業従事し、借入面積は5反1畝、主な栽培作物は、花卉・野菜苗、反収では8,955本で周辺農地への影響は無し、役割分担は、水路の清掃を行っています。
- 8番 羽島市小熊にあります法人は、清見町大原で野菜・山菜の栽培・販売しており、代表取締役が30日農業従事し、借入面

積は7反5畝、主な栽培作物は、クレソン5.3kgで周辺農地への影響は無し、役割分担は、地域の行事に参加、草刈りを行っています。

聞き取り調査では、羽島市から通勤にて清見で栽培している。荒らしてはいないが単収が上がらない、荒廃農地の解消にはなっている。地元住民のパート雇用している。とのことでした。

9番 高根町日和田にあります法人はNPOで農産物直売所・レストランの経営を行っており、副理事長が85日農業従事し、借入面積は3町1反5畝、主な栽培作物は、ソバ、反収では39kgで周辺農地への影響は無し、役割分担は草刈り清掃を行っています。

10番 本社が大阪で高山市江名子町に営業所があります法人は経営コンサル・人材派遣などをする会社を営んでおり、地元の取締役が200日農業従事し、借入面積は7反6畝、主な栽培作物は、あぶらえ、反収では24.9kgで周辺農地への影響は無し、役割分担は草刈り清掃を行っています。

11番 岡本町にありますNPO法人は障がい者自立支援事業を行っており、理事長が300日農業従事し、借入面積は1反8畝、土建会社の借りていた畑で昨年農業委員会で草刈りをした農地になりますが、主な栽培作物はいちご、反収では作付が今年の春であったため収量はありません。周辺農地への影響は無し、役割分担は草刈りを行っています。

12番 鉄砲町にありますNPO法人は人材活用による耕作放棄地再生等の事業を行っており、理事長が240日農業従事し、借入面積は3反7畝（耕作放棄地：松之木町）、主な栽培作物は、宿儺かぼちゃ、反収では304kg。周辺農地への影響は無し、役割分担は草刈りを行っています。

13番 清見町牧ヶ洞にあります合同会社は農林畜産物等の生産販売の事業を行っており、代表社員が230日農業従事し、借入面積は4反5畝、主な栽培作物は、ニンジンなどの一般野

菜など、反収では作 1,030g。周辺農地への影響は無し、役割分担は草刈りを行っています。

以上ご報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

それでは続いて、日程第5 議第233号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますのでご了承願います。

本日は、11件の上程となります。

1番は、新宮町地内の案件で、新宮園の東側、受け人の農地に隣接する位置になります。地目田1筆 91㎡について申請地に隣接する受け人が、取得するものです。市の払下げは決定済みです。受人の耕作面積は13,777㎡で、作付けについては水稲になります。

2番は、下切町地内の案件になります。場所は、丹生川口の北に位置します。田1筆 1,004㎡を受け人が隣地取得するものです。受け人の耕作面積は 17,040㎡で、作付けについては水稲を予定しています。

3・4・5番は関連して説明いたします。下切町地内の案件になります。場所は、市民農園のすぐ東側に位置します。3番は、田2筆990㎡、渡し人から息子へ、4番は田1筆495㎡、渡し人から息子の妻へ、5番は田1筆495㎡、渡し人から孫へ贈与するものです。受人家族の耕作面積は22,627㎡で、作付けについては施設野菜を予定しています。

6番は、丹生川町久手地内の案件になります。受人の就労計画により、畑2筆2,211㎡を6年の賃貸借契約を結ぶものです。受人の耕作面積は6,079㎡であり、作付けは露地野菜を予定

しています。

7番は、荘川町黒谷地内の案件になります。畑2筆10.9㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は3,485㎡で、作付け予定については露地野菜を予定しています。

8番は、一之宮町地内の案件になります。田9筆、畑7筆12,322㎡を経営移譲するものです。作付けについては水稻、ホウレンソウ・トマト等を予定しています。

9番は、国府町半田地内の案件になります。田1筆、2,800㎡を取得し経営規模拡大するものです。受人の耕作面積は、7,596㎡で作付けについては露地野菜を予定しています。

10・11番は関連して、国府町漆垣内地内の案件になります。10番は田1筆、904㎡を使用貸借契約し、11番は、畑1筆172㎡を取得し、経営規模拡大するものです。受人の耕作面積は、4,029㎡で下限面積を下回りますが今回の2件で5,000㎡をクリアし、作付けは露地野菜の予定であります。

以上、11件、田17筆、畑12筆、合わせて29筆、21,494.90㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可について、許可することと決定いたします。

議長 続きます、日程第6 議第234号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地

と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は2件の上程となります。

1番は松之木町地内の案件です。田1筆189㎡については既に倉庫及び車庫敷地として昭和39年頃から利用済みで今回顛末書を付して追認を求めるものです。

2番は清見町牧ヶ洞地内の案件です。畑1筆87㎡について、既に車庫敷地及び庭として昭和55年頃から利用済みで今回顛末書を付して追認を求めるものです。

以上、2件、田1筆、畑1筆 計276.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第235号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、7件の上程となります。

1番は、石浦町地内の案件です。田1筆、403㎡について、

受人が転用して宅地分譲するものです。予定では3区画の宅地にする計画をされています。

2番は、下切町地内の案件です。田1筆543㎡のうち198.27㎡について、受人の飲食店の駐車場として賃貸借契約するものです。

3番は、丹生川町町方地内の案件です。畑1筆234㎡について、農家住宅として転用するもので、これに応じるものです。

4番は、荘川町黒谷地内の案件です。田3筆1,572㎡、畑1筆430㎡について、賃貸借契約により、受人が東海北陸自動車道の工事に関連するプレハブ事務所に転用するものです。一時転用で三年間の予定です。

5番は、荘川町総則地内の案件です。こちらは、田2筆1,347㎡のうち、323㎡について、賃貸借契約により、受人が東海北陸自動車道の工事に関連する作業用資材置き場に転用するものです。一時転用で三年間の予定です。

6番は、国府町糠塚地内の案件です。こちらは、田1筆971㎡を、受人が取得し薪置場及びその作業所に転用するものです。

7番は、国府町瓜巢地内の案件です。こちらは、田2筆951㎡を、農家住宅に転用するものです。

以上、7件、田10筆、畑2筆、合わせて12筆、5,082.27㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第236号 農地転用許可後の事業計画変更申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

池田書記

本日は、1件の上程となります。

本母町地内の案件になります。変更申請の理由は、平成26年3月28日付け116号の4にて4条の農地転用許可を受け、営農型太陽光発電設備の一時転用許可を受けましたが、支柱材料の変更に伴い、その許可面積に変更が生ずるため申請するものです。

春からの作付ができなかったため、秋野菜の作付については確認をしております。

以上、1件について、ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件について、意見なしといたします。

議長

続きまして、日程第9 議第237号 農業生産法人の適格者証明について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

清水農地主

それでは、農業生産法人の適格者証明について説明します。判断基準は農地法第2条に規定されており、農業生産法人は4つの要件をすべて備えた時点で農業生産法人となります。

26年6月に当該法人から適格説明資料が提出されたので、ご審議願います。

なお、法人の住所につきましてはパワーポイントで示しますように松本橋の東側に位置します。

1つ目の組織形態要件については、提出された商業登記簿、定款で確認しており形態としては、株式会社であります。

2つ目の事業要件についても、法人の実績を調査したところ、過去3年間の売り上げの過半が農業部門となっており、事業計画

も売り上げのすべてが菌床椎茸・トマトなど野菜販売で農業部門となります。

3つ目の構成員要件については、農地を提供した個人、150日以上農業従事する方、株主などが要件です。当該法人は出資者兼役員の代表取締役の本人のみで構成されております。構成員1人は340日農業従事しております。今後の事業計画でも340日常時従事する予定となっております。

4つ目の役員要件については、役員の過半は当該法人の農業の常時従事者であり、かつ、その過半が農作業に60日以上従事することです。

事業目論見書で確認したところ、役員である代表取締役1名で、本人が農業に常時従事で役員1名のうち過半を占め、かつ役員本人が60日以上の農作業従事する者となっております。

現在も品質に注意して栽培していますが、更なるトマトの品質向上・菌床椎茸の生産性向上、農業後継者育成をするというものです。

以上、ご審議のうえ決定くださるようお諮りします。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農業生産法人として適格であると認定します。

続きまして、日程第10 議第238号 最低経営面積（別段の面積）の設定について を議題といたします。

議長 事務局の説明を願います。

清水農地主 前回（6月6日）の協議会では資料の提供のみであり、今般は設定又は修正の必要性について審査決定をして頂きます。

提案理由は、農業委員会は毎年、最低経営面積（別段面積）を設定又は修正の必要性について審議し、検討結果をホームページ等にて公表するように。というものです。

検討方法は次の3点です。

- ①優良農地の確保や、設定区域、農用地区域の細分化防止の観点。
- ②農家の高齢兼業化により農地の遊休化が深刻で、新規就農等を促進しなければ農地の保全が図られないという観点。
- ③農林業センサスの「面積別規模別農家数」や荒廃農地等の統計資料を活用して検討をすることとします。

検討資料として、協議会資料の1～2ページをご覧ください。具体的な検討ですが、農地法施行規則第20条第1項第1号では、次の5つとなります。

ルール①として、設定区域は自然的・経済的条件の観点から見て、営農条件が概ね同一かどうかという観点から検証したものです。

ルール②として、農地法施行規則第20条第1項第2号はルールを定めており、単位は10aというものです。

ルール③として、また第1項第3号は、総数の4割を下らないというルールです。

ルール④として、荒廃農地の状況が相当程度あり、遊休化が深刻で、経営体不足かつ新規就農を促進するため、下限面積を下げることを検討。

ルール⑤として、下限面積に満たない小面積での農地利用者が増えても、効率利用・周囲への農作業の等に支障を及ぼさない事。

以上のルールから、協議会資料P2の表-2は下限面積は総戸数の4割を下らないようにというルールを示したものであり、網掛けが現在設定面積です。濃い網掛けは1ランク下げても4割を下回らないということを示しており、清見・一之宮・国府地域が下げても良いということが言えます。

また、市域全体を1つの設定区域とするならば、40aに設定という事ができることを表しています。

検討結果として協議会資料の1ページ最下段をご覧ください。
ア、設定区域の判断では、支所本庁の10地域の営農条件が同一かどうかは、支所地域ごとに特色ある営農をしており、敢えて設定区域を同一化しない方が特色ある農業に寄与できる、と判断される。
イ、設定区域別では、清見・一之宮・国府地域は現行より下げることが可能であるが、優良農地の細分化防止の観点から、清見・一之宮・国府地域を含め現行のままとする方がよい。
ウ、遊休農地が比較的多い・高根地区は、土地利用型農業で地域の農業法人やNPO等がソバ、ハウレンソウ等の栽培や集約的営農を展開しているため、深刻化とまでは言えない。
エ、新規就農希望者が遊休地の解消を目的として営農する場合は、農業経営基盤強化促進法で対応できる。

【議案を朗読】

「現行」50aは高山、丹生川、清見、国府地域、40aは一之宮地域、30aは荘川、久々野、朝日、上宝、奥飛騨温泉郷地域、20aは高根地域であり検討の結果、「農地法施行規則第20条第1項及び第2項によりそれぞれ検討した結果、第1項を適用し、最低経営面積（別段の面積）は、現行のままとする。」

以上最低経営面積について、ご審議願います。

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、最低経営面積（別段の面積）の設定については、承認いたします。

続きまして、日程第11 議第239号 農用地利用集積計画の決定について を議題いたします。

4番は委員案件でありますので該当委員には退室いただきます。中井委員に退室願います。

（中井委員退室）

議長 事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は10件の利用権設定の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当して

おります。

4番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

4番について、認定農業者ある借人は施設園芸（ほうれん草）、菌床椎茸の経営をしており、畑4筆2，001㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草の生産を行うものです。

以上、4番につきまして、ご審議を願います。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、4番について承認といたします。

中井委員には入室願います。

(中井委員入室)

議長 引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、4番以外の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議長 それでは引き続き、4番以外のご説明をいたします。

1番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稻の経営をしており、畑2筆6，465㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、施設園芸によりトマトの生産を行うものです。

2番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稻、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田2筆2，102㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、露地野菜（トウモロコシ、大根）を生産するものです。

3番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、田2筆1，612㎡を新規11年の使用貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

5～7番について、人・農地プランに位置づけられた担い手で

ある借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）、肉用牛（繁殖8頭）の経営をしており、田6筆5, 488㎡を更新7年の賃貸借権を設定し、引き続き牧草畑として利用するものです。

8番について、農業生産法人で認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稲、菌床椎茸の経営をしており、田4筆4, 204㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりパプリカの生産を行うものです。

9番について、農地利用集積円滑化団体である借人は、円滑化事業に伴い農地所有者より委任を受け、田1筆2, 235㎡を新規10年の賃貸借権を設定するものです。

10番について、地域の担い手である借人は水稲、露地野菜の経営をしており、円滑化事業に伴い田1筆2, 235㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

以上、4番以外、9件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の決定について、4番以外については承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第38回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時30分 終了

議事録署名者

本林 正樹 議長

河原 靖司 委員

下田 初秋 委員